

令和2年9月23日開催

教育委員会会議録

福知山市教育委員会

- 1 開会の日時 令和2年9月23日(水)
午後1時30分
- 2 閉会の日時 令和2年9月23日(水)
午後2時31分
- 3 招集の場所 ハピネスふくちやま(第1会議室)
- 4 出席委員の氏名 端野 学
塩見 佳扶子
和田 大顕
加藤 由美
織田 信夫
- 5 福知山市教育委員会会議規則第4条により列席したもの
教育部長 前田 剛
教育委員会事務局理事 廣田 康男
次長兼教育総務課長 牧 正博
次長兼学校教育課長 崎山 正人
学校給食センター所長 村瀬 勝子
生涯学習課長兼中央公民館長 八瀬 正雄
図書館長 浅田 久子
地域振興部文化・スポーツ振興課担当課長
西村 正芳
- 6 福知山市教育委員会会議規則第15条による会議録作成者
次長兼教育総務課長 牧 正博

7 議事及び議題

別添のとおり

8 質問討議の概要

別紙会議録のとおり

9 決議事項

議第10号 原案どおり可決、承認

福知山市教育委員会会議規則第15条により署名する者

福知山市教育委員会 教育長

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

福知山市教育委員会 委員

教育委員会会議録調製者 教育部長

教育委員会会議録

1 開会

端野教育長が開会を宣告。

端野教育長 現在のところはありませんけれども、傍聴人から傍聴の申請がありましたら許可をしてもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 許可をさせていただきます。

2 前回会議録の承認

端野教育長 前回の会議録については、異議ありませんでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がなければ承認をお願いします。
あとで会議録に署名をお願いしたいと思います。

3 教育長報告の要旨

端野教育長から以下の報告がありました。

(1) 9月市議会・一般質問について

ア 9月10日(木)

(ア) 紀氏百合子 議員

「夜久野学校給食センターは、今どのような状況になっているか。調理場として使用が可能な状態か。今後の利活用について、何か具体的な計画はあるのか。また、学校給食センターとして復活させる考えはないか。」

○旧夜久野学校給食センターについては、平成13年4月に稼働して以降、旧夜久野町地域の小中学校へ学校給食を調理、配送してきた。(調理能力は、480食/1日)

○児童生徒数が減少している状況を踏まえ、公共施設マネジメント計画に基づき、維持管理経費の削減と運営の効率化のため、平成28年3月末に福知山市学校給食センターにその機能を統合した。

○施設については、建築してから20年近く経過し、閉鎖してから長期間使用しておらず、現状のままでは調理施設として、再利用することは困難であり、公共施設マネジメント計画に基づき、周辺施設と一体的に検討することとしている。

また、公共施設マネジメント計画に基づき、大江学校給食センターの統合計画も順次進めており、夜久野学校給食センターの復活は考えていない。

「福知山市学校給食センターは、過去に浸水被害にあっている。コロナ感染症対策の影響で、例年とは異なる一学期、夏休み、二学期の始まりとなった。災害や機械設備などの故障、コロナ感染症や食中毒が発生した場合を考えると、複数のセンターがある方が一定のカバーが可能であり、一つのセンターに機能を集中させる方針を見直してはどうか。」

○福知山市学校給食センターに大江学校給食センターを機能統合するにあたり、「学校給食センター統合事業」を令和元年度、令和2年度で実施し、調理機能等の増強

工事に併せて浸水対策工事を行なってきた。

また、給食配送車についても調理・配送等業務の受託者と連携し、気象状況によっては、浸水に備え家畜市場に事前に避難させ、防災対策を図るなど、給食の安定供給に努めている。

○複数のセンター方式への方針の見直しについては、公共施設マネジメント計画に基づき給食センターの統合を進めてきたところであり、見直しは考えていない。

「提供する食数が少ない方が地場産の農産物を食材に利用し、農家の振興にも寄与するのではないか。また、学校給食に地場産の農産物はどのくらい使われているのか。」

本市の学校給食の管理・運営を担っている福知山市学校給食会では、食育の観点からも地産地消の取組を推進している。

具体的には、地場野菜を出来るだけ多く納入していただけるよう、「地場野菜生産出荷組合連絡協議会」などに、事前に「学校給食用納入野菜年間計画」の提出を依頼し、年間計画に基づき献立内容の検討を行なっている。

地場野菜を優先的に確保し、不足する分を他業者から調達しているため、地場野菜の使用については、提供する食数に影響されるものではない。

給食に使用する野菜のうち、地場野菜の占める割合については、令和元年度実績で、品目では61.8%(34種類のうち21種類使用)、使用量では17.2%(重量177,148トンのうち30,482トン)である。

「文科省も教育の一環としての食育を重視している。給食を学校の予定通りに実施すること、地場産の食材の利用で郷土の特産物や郷土料理を給食を通じて学ぶことは重要ではないか。不登校の子が美味しい給食のおかげで登校した例なども報告されている。本来は、すべての学校で自校調理による給食の実施が理想だと思うが、せめて給食センターを増やすことを提案したい。教育は効率の追求ではないと思っているがいかがか。」

○食育の推進は、子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていく上で、非常に重要であると認識している。

例えば、給食週間の実施や伝統的な食文化はもちろん、杉本シェフ考案のメニューの実施などを通じて多様な食文化に触れる機会を設ける取組などを行ない、食育の充実に努めている。

○給食センターの在り方については、先ほどの答弁のとおり見直しは考えていないが、今後とも、地産地消の取組を推進し、安全・安心で、栄養バランスのとれた美味しく楽しい給食が安定して提供できるよう経営感覚をもって運営してまいりたい。

イ 9月11日(金)

(ア) 中村初代 議員

「小学校入学に向けて、毎年秋に行われている就学前健診では、一度に多くの人が集まるので、感染予防対策について心配する声を聞いた。今年度の計画について伺いたい。」

○就学前健診(就学時の健康診断)は学校保健安全法に基づき、例年11月に実施をしている。

文部科学省からの8月31日付通知では、学校医、学校歯科医、地域の医師会など関係機関等と十分連携し、新型コロナウイルス感染防止に配慮した上で実施することとなっている。

○現在、福知山医師会や丹波歯科医師会への協力をお願いすると共に、健診方法や実施会場、日程などについて、3密を避ける工夫を検討している。

○また、感染予防のために、一度に集合する人数や時間帯を限定することなどが想定され、保護者の皆様に御不便をおかけすることもあるかもしれないが、御理解・御協力いただきながら、実施をしていきたいと考えている。

(イ) 尾嶋厚美 議員

「通学路における安全・安心確保に関する取組の現状について伺いたい。」

○通学路の危険箇所合同点検については、福知山市通学路安全推進会議により、平成26年度から年に1回、全市内を一括して実施している。

○危険箇所については、小学校と公私立の中学校、高等学校に毎年照会し、各学校では危険箇所を確認して、それぞれの地域と調整の上報告いただいている。

○点検には、各道路管理者、学校関係者、福知山警察署、福知山交通安全協会、自治会長等が参加し、連携しながら進めている。

○安全安心確保の取組として、小学校では、4月当初登下校に不慣れな1年生もいるので、集団下校を行い、教員が付き添いをするなどの取組をしている。

○地域の皆様には、防犯効果を高めるために、見守り隊や自主活動も含め、登下校の見守りや声かけ、付き添いをお世話になっている。

○不審者など防犯対策としては、小学校入学時に防犯ブザーを配布し、全学年で登下校時に着用している。

○また各学校において、児童生徒が犯罪に合わないための安全教育を、繰り返し実施している。

○さらに、保護者の皆様には不審者などの情報をすみやかに周知し共有するため、防犯メールの登録をお願いしている。

「通学経路上で不測事態（生理的現象等）があった場合の対策や処置について伺いたい。」

○登下校指導の際に、子ども110番の家や店舗、事業所、公共施設など、子どもたちが緊急時に活用できる場所を確認し、利用させてもらうよう児童に伝えている。

○こうした施設等には、学校から協力をお願いしているところである。

○学校では、基本的な生活習慣や健康管理の指導を行っており、その一環で小学校低学年には、登下校の前にトイレに行く事を指導している。

○また、登下校時など子どもたちだけでいる場合は、上級生が下級生を助けるよう指導しており、実際に子どもたちは助け合いながら、通学している。

○不審者やいたずらなど学校に連絡があった場合、すぐに現地を確認し、必要があれば警察等と連携し、パトロールを続けるなどの対応をしている。

○こうした日々の積み重ねによって、子どもたちの安全と安心を確保するように努めている。

「図書館中央館、三和・夜久野・大江分館について、現在のレファレンスサービスや児童・青少年・障害者・高齢者へのサービス対応の状況とコロナスタイル等新たな生活様式が求められる中での、図書館サービスの現況、それを踏まえたこれからの図書館サービスの在り方は」

○図書館中央館は、昨年度実績で年間貸出約53万点、年間来館者約20万5,000人と多くの利用をいただいている。

○三和・夜久野・大江の3分館では、それぞれの地域特色を生かした図書館づくり、また住民ニーズに沿った運営を行っており、各館ともに地域の情報拠点として好評を得ている。

○図書館各館では、すべての人に本との出会い、読書の楽しさを提供できるよう、幅広い資料・情報を収集・整理・保存し、各種イベントの開催や情報発信の強化により、多様な年代に利用いただける図書館を目指している。

○新型コロナウイルス感染症拡大防止については、利用者の3密を防ぐ対策、また本や管内設備の消毒、さらに新型コロナウイルス接触確認アプリの利用推奨や連絡先の確認など、より安心安全に御利用いただくための環境整備に努めながら、通常通りの開館を行っている。

○コロナ禍の外出自粛によるストレス緩和や、心のケア、また読書による外出抑制

の効果などを考えると、こういう時だからこそ暮らしの中に読書を取り入れていただき、市民の豊かな暮らしの実現をサポートすることは重要なことだと考え、図書館を運営している。

「利用者の学習・研究・調査を支援し、課題解決機能を充実するという点で、レファレンスサービスは重要と考えるが、本市のレファレンスサービスの現状・課題・今後の取組は」

○レファレンスサービスは、資料の貸出と同様に、図書館の根幹事業のひとつであり、調査相談機能として、多様な学習課題解決を支援するサービスである。

○レファレンスサービスについては、中央館でレファレンス専用カウンターを設置し、日々、様々な質問に対応しているところである。

○令和元年度のレファレンス相談実績は、全館で244件であり、コロナ禍の休館の影響もあり前年度から43件の減となった。

○このほか、館内パソコンにより新聞データベースや法令・判例データベースの閲覧を提供している。

○利用者の「知りたい・調べたい」要求に、よりの確に対応できるよう、職員も日々研鑽に努めている。

○「図書館が調べもののお手伝いをする」レファレンスサービスについて、御存じでない方がおられることを課題と考えている。

○今後は館内の案内表示や図書館ホームページでの啓発など、利用促進に向けての取組を進めるとともに、多様な利用者ニーズに寄り添い、いっそう満足していただけるサービスが提供できるよう努めていきたい。

「コロナ禍における図書館サービスの在り方について、図書館へ行くことが困難な高齢者や障害者への支援、またコロナ禍において外出自粛になった場合の支援として、更に休館日においても利用できる電子図書の導入等、ハイブリッド図書館システムについての見解は」

○図書館へ行くことが困難な方へのサービスとして、移動図書館による貸出を実施している。

○また、視覚障害がある方への新たな支援として、録音図書や点字資料を自宅まで配送するサービスについても準備を進めている。

○コロナ禍における新たな取組として、6月議会で御承認いただいた「暮らしに読書を、おうえん事業」の準備を進めているところである。

○この事業により、図書館まで来館できない子どもや高齢者の方にも図書館以外の身近な施設で気軽に本に親しんでもらう機会を提供し、豊かな暮らしの実現をサポートしていきたいと考えている。

○電子図書の導入については、高齢者や障害者への支援、コロナ禍により外出自粛になった場合、自宅で過ごす方への支援として、有益な部分もあると考えるが、現在、コンテンツが十分でないことから、その在り方については利用者の御意見をお聞きしながら考えていく必要がある。

○電子図書の導入によるハイブリッド図書館システムの導入が本市の図書館に相応しいかどうか、導入の効果など、それぞれのメリット・デメリット等について、調査研究を進めていきたい。

(ウ) 藤本喜章 議員

「コロナ禍の中、1学期を終えた学校の様子や感染防止対策、教育活動の中で課題となること、またその対策について。」

○心配していた学校再開後の児童生徒の様子であるが、すべての小学校、中学校で、学校再開を喜ぶ多くの児童生徒の笑顔が見られ、落ち着いた1学期となった。

○各学校でのコロナの感染防止対策については、毎日の検温、消毒、マスク等の着用、3密を避けるための換気やソーシャルディスタンスの徹底、活動や行事の見直

し等、各校で様々な工夫をしながら教育活動を進めてきた。

○コロナ禍の長期化が想定される中、課題としては、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等の改訂に合わせ「学校における新たな生活様式」や「学び方の工夫」についてどのように取り組んでいくかが課題と考えている。

○本来の教育活動に加えて、検温や消毒作業等の新たな業務が加わり負担増となった。

○その対応策としては、文部科学省の緊急的な「スクール・サポート・スタッフ」の追加配置の事業を積極的に活用し、消毒をはじめとする感染症対策や健康観察に関する業務等にあたっている。

「1学期終了段階での各教科の授業時間数の確保状況はどうか。また、2学期の授業時間数の回復に向けた取組はどうか。教えるべき内容は、その学年内に教えることができるのか。見通しを聞きたい。」

○授業時間数については、年間の教育課程実施の中で回復することとしており、1学期の指導すべき内容については、行事の精選等により、各校指導を終えている。

○臨時休業措置によって欠けた17日間の授業日数について、夏季休業の短縮(7月21日から31日の7日間と8月24日から31日の6日間)によって13日間の回復措置をとってきた。

○1学期に引き続き2学期も授業時間数の確保にむけて、すべての小中学校で行事の精選に取り組んでいくこととしている。

○文部科学省からの通知では、その学年で教えきれない場合は、次学年での指導も可能であるとの見解が出されているが、本市では、できる限り、その学年で習うべき内容は、その学年で、履修することが望ましいと考えている。

○ただし、災害や更なるコロナの流行等の状況が発生した場合には、その時の状況により適切に対応を考えていきたい。

「新型コロナウイルス感染症防止に伴う学校休業期間中においては、保育園や放課後児童クラブは継続的に開設されていたが、期間中の放課後児童クラブ利用者数、また運営の様子はいかがであったのか。さらに学校との連携はどのように進めていたのか。」

○放課後児童クラブは、保護者等の就労支援を目的に運営しているものであり、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う学校休業期間中においては、学校との連携を進め、午前8時30分から午後2時までは各学校での見守りを行い、午後2時から午後7時は、通常の間として放課後児童クラブで見守りを行ったところである。

○放課後児童クラブは、現状で、市直営、委託、地元運営を含めて、全16クラブあり、通常時で1日の平均利用児童数は合計830人である。

○学校休業期間中の利用児童数は、感染拡大防止のため、利用自粛に御協力いただいたこともあって、通常時の4割程度となる1日平均340人の利用であった。

○放課後児童クラブの運営については、国が示している基準に沿って、各学校での対応と同様に、施設の消毒等の衛生管理、3密を避けるための児童同士の距離と空間を確保し、指導員の適切な配置を行って、安心・安全な運営に努めている。

○学校とはクラブ毎に、午前中の学校での様子や児童の体調の変化等を確認し、児童を安全に見守れるよう、常に緊密な連携を図っていたところであり、引き続き感染防止にかかわる情報を共有して行くこととしている。

「文部科学省による新しいコロナ対策のマニュアル等への対応について現実問題として教育委員会や学校現場の教員たちは、これまで取り組んできた感染防止対策や学校の休業措置などの対応を変更できるのか。またするのか聞きたい。」

○基本的には、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に沿って対応してきた。

○これからもマスクの着用や消毒、清掃などについては、改定された新しいマニュアルを基本として感染防止に取り組んでいくこととしている。

○学校の休校措置については、保健所等関係機関と連携しながら判断していくこととなる。

「コロナ禍の対応が長期化することが予測される中、教職員を疲弊させないための今後のフォローアップ体制や対策について教育委員会の考えを聞きたい。」

○教職員へのフォローアップ体制や対策については、「加配教員の追加配置」、「学習指導員の時間増」「スクール・サポート・スタッフ」を配置し、教職員の支援にあてることにしている。

○さらに教職員の働き方改革についても各校で、より積極的に進めていくこととしている。

○また、各学校が感染予防対策として必要とする消毒液や空気清浄機、サーキュレーター等の物品についても支給し、支援することとしている。

(エ) 足立治之 議員

「修学旅行の中止決定までのプロセスは。」

○例年、修学旅行は市立小中学校ともに5月から6月にかけて実施しているが、今年は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、実施時期を9月以降に延期していた。

○7月から、旅行先のひとつである東京等で、再び感染拡大がみられたことから、各校では、旅行先や再度の実施時期の見直し等の検討をしてきたところである。

○しかしながら、8月になっても全国的に感染拡大が顕著であり、修学旅行の実施による感染のリスクや今後の教育活動や家庭生活へ大きな影響が懸念される状況となっていた。

○このため、学校との協議を踏まえ、児童生徒の健康、安全を第一と考え、市立小中学校の修学旅行など宿泊を伴う教育活動はすべて中止することを決定したものである。

○なお、この中止決定については、2学期の始業に合わせ、8月24日に学校を通じて児童生徒や保護者の皆様にお知らせしたところである。

「具体的な代案はどうか。」

○修学旅行を実施する小学6年生、中学3年生については、日帰りでの校外学習等、思い出に残る代替りの行事や活動の実施を検討するよう伝えており、現在、各校において計画を進めているところである。

○なお、校外活動の実施については、十分な感染症対策が行われている施設の利用や不特定多数の人との接触を避ける配慮を行うなど、各校において感染防止対策をとりながら実施するよう指導している。

ウ 9月14日(月)

(ア) 大谷洋介 議員

「教育へのICT活用は、教育が抱える大きな二つの課題の克服が目的である。一つは、国際社会で後れをとっているネット社会における情報を読み解く力の向上である。いかがお考えか。」

○学校では、従来からコンピュータ教室の整備と同時期に「情報リテラシー教育」として情報を自己の目的に合わせて適切に使用できる能力の育成に努め、また、情報モラルの指導もしてきた。

○今後のネット社会において子どもたちが手にする情報量は、これまでとは比較にならない膨大なものになる。また、その中には、有害なものも多く含まれることが予想される。そうした状況を踏まえ、単なるICT活用能力の教育だけでなく、これまで以上に「情報リテラシー」や「情報モラル」についての指導の必要性が高まっていると考える。

○現在実施している「ネットトラブル防止教室」等をはじめ、児童生徒はもちろんのこと、保護者も一緒に情報を読み解き適切に活用できる力の育成に努めていきたい。

「もう一つは、障害のある子ども、不登校の子どもや外国籍の子どもなど、特別な支援を必要な子どもたちへのサポートであるが、いかがお考えか。」

○ICT 環境整備の目的の一つは、教育の個別最適化であり、その個別最適化の中には、障害のある子どもたちや学校に行きにくい子どもたち、外国にルーツを持つ子どもたちも当然含むことになる。

○タブレット型端末をはじめとする ICT 機器の活用によって、様々な困り感を解消し、すべての子どもたちがストレスを感じることなく笑顔で学びに向かえる環境を目標に取り組んでいきたい。

○例えば弱視の子どもたちは、現在は拡大教科書等を使用して学習しているが、タブレット端末の導入により、より学びやすい環境が整うことが期待される。

○不登校の子どもたちについては、遠隔授業やオンライン教育、日本語が話せない外国の子どもたちには、翻訳アプリ等、一人一人の状況に合わせた学びの個別最適化への可能性が広がると考えている。

「一人も取り残さない教育の実現に果たす ICT の役割は大きい。いかがお考えか。」

○ICT 活用教育の役割は、Society 5. 0 時代を生きる子どもたちに ICT を基盤とした先端技術等を有効活用する力を身に付けさせることである。

○さらに ICT の環境整備によって、多様な子どもたちをだれ一人取り残すことのない公正に個別最適化された学びを学校現場に持続的に実現させることができる。

○本市においても、その実現に向け、学校の ICT 環境整備と ICT 活用教育を両輪として今後も推進していきたいと考えている。

1 点目は、9 月議会の一般質問で、それぞれ教育関連についての質問を受けました。

9 月 10 日については、紀氏百合子議員から給食に関する給食センターの質問がありました。夜久野の学校給食センターを今後の活用方針についてでしたが、現状のままでは調理施設として再利用することは困難であるし、夜久野の学校給食センターの復活は考えてないと答えております。同じく給食センターのことで、複数のセンターがあるため、一定カバーができるのではないかと。また、災害が発生した場合にカバーができるので良いのではないかとという質問があり、見直しは考えていないとのことでした。地場産の農産物の活用については、年間どのぐらいかという質問があり、地産地消の取組を進めており、年間計画に基づいて献立内容の検討をしていると答弁したということです。食育の関係で、給食センターを増やす提案をしたいが、どのように考えているのかとの質問に対して、見直しは考えていませんと答弁しました。

9 月 11 日金曜日の中村初代議員から、就学前の健診を実施するにあたり、今年度の計画はどのように進めているのかの質問に対し、福知山医師会や丹波歯科医師会との協力をお願いする中で、健診方法や会場、日程などについて、3 密を避ける工夫を検討している。また、一度に集合する人数や時間帯を限定して実施する計画であると答弁したということです。

尾嶋厚美議員からは、通学路上の安全・安心の確保に関する取組の中で、現状についての質問に対し、通学路の危険箇所の合同点検は、福知山市通学路安全推進会議によって各部署で検討している。点検には、道路管理者、学校関係、福知山警察、福知山の交通安全協会、自治会長会等が参加して、連携しながら進めている。時には集団下校を行ったり、また見守り隊の自主活動もお世話になったり、不審者が発生したときには防犯対策としてブザーを持たせたり、また登下校指導をすることで、繰り返し安全教育指導を行っているという答弁したということです。それから、通学路上で不測の事態ということで、例えばトイレに行きたくなった場合はどうするのか、特に 110 番の家や店、事業所、また公共施設などに協力をお願いして、利用させてもらっているのかとの問いに対して、トイレについては、基本的な生活習慣ということで、日ごろから健康管理の指導を行い、登下校の前にはトイレに行く等についても指導をしている

と答弁を行いました。また、不審者等のメールが入った場合については、すぐに現地を確認して、必要があれば警察と連絡を取り、パトロールを続けていただくといった対応を日々重ねている。図書館についてですが、今後図書館サービスの在り方についての質問で、現在、中央館については年間貸出数53万点、年間来館者が20万5,000人、大変多くの方々に利用いただいている。地域の情報拠点として大変好評も得ておりますし、今後多様な年代に利用いただける図書館を目指しておりますと答弁したということです。

同じく図書館で、レファレンスサービスの現状、課題、今後の取組について、今のところ図書館の根幹事業でありますので、中央館では専用のカウンターを設置して日々対応をしている。相談件数についても本館、分館含めて全館で244件ある。ただ、今年度は休館の影響もあって、前年度からは43件の減少になっている。ただ、レファレンスサービスについては御存じでない方がおられるということも課題であると答弁したということです。次の質問が、ハイブリット図書館システムについての見解はどうかということです。電子図書の導入については、ハイブリット図書館システムの導入が本市の図書館に本当にふさわしいかどうかについての質問に対し、導入の効果などを検証し、それぞれのメリット・デメリット等について調査研究を進めていきたいと答弁したということです。

次に、藤本議員から、コロナ禍の中での1学期を終えた学校の様子や感染防止対策についての質問があり、学校再開後は全体的に落ち着いた1学期を過ごせた。また、感染防止対策については、毎日の検温や消毒、マスクの着用、また3密を避ける様々な工夫をした教育活動を進めてきました。基本的には、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルがあり、改定されるたびに改定に合わせた学校における新たな生活様式や学び方の工夫について、今後も引き続き取組んでいくと答弁したということです。学校教職員については、本来の教育指導・活動に加えて、検温や消毒作業等、新たな業務が加わり、若干負担増になっている。そのため、学校教員が疲弊するのではないかとという質問もありました。文部科学省の緊急的なスクール・サポート・スタッフの追加配置の事業を積極的に活用することにより、消毒をはじめとする感染症対策や健康観察に関する業務等に当たっていると答弁したということです。次に、教育指導内容に係る授業時数等の確保についてであります。教えるべき内容はその学年内に教えることができるのか、見通しはどうかということでしたが、1学期については、各校指導予定を終えています。夏休みが短縮して、13日間の回復期間、回復措置を取った、また、小中学校での行事の精選等も行いながら、本市ではできる限りその学年で習うべき内容はその学年で指導するというのが望ましい、そういう考え方で進んでいます。次に、放課後児童クラブの状況について質問がありました。学校休業期間中の利用の児童数は、感染拡大防止のために利用自粛に協力いただいたこともあって、通常時の4割程度、1日平均340人の利用がありました。そういう状況の中で、国の示している基準に沿って安心・安全な運営に努めています。それから、今後についても児童を安全に見守れるように、常に緊密な連携を取りながら、引き続き感染防止に関わる情報を共有していく考えであると答弁したということです。これまで取り組んできた感染防止対策や学校の休業措置などの対応についての質問があり、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルは、文科省から出ており、それに沿って対応している。臨時休校の措置については、保健所と関係機関と連携しながら取組んでいるとのこと。先ほども触れましたが、コロナ化が長期化する中で、教職員を疲弊させないために教育委員会としては、体制や対策についてどう考えているかという問いに対して、教職員へのフォローアップの体制や対策については、加配教員の追加配置、それから学習指導員の時間増、それからスクール・サポート・スタッフの配置、こういったことで教職員の支援に当たりたいという人事的な部分、それから、各学校が感染予防対策として必要とします消毒液やとか空気清浄機やとかサーキュレーター等の物品についても支給をし支援していると答弁しました。

それから、足立治之議員から修学旅行についての質問があり、中止決定までのプロセスについてであり、これは学校と協議を踏まえた中で、児童生徒の健康、安全を第一と考え、宿泊を伴う教育活動については全て中止したということです。2学期の始業に合わせて、

8月24日始業式であったわけですが、学校を通じて児童生徒、保護者にお知らせをしました。代案はあるのかの問いに対して、修学旅行を実施する小6、中3生については日帰りで校外学習等、思い出に残る代わりに行事、活動を実施、検討するように伝えており、各校においては感染防止対策を取りながら実施すると答弁しました。

9月14日の大谷洋介議員からICTの活用について、教育が抱える課題等についての質問がありました。ネット社会における情報を読み解く力の課題についてでした。今後子どもたちが手にする情報量は、これまでとは比較できないほど膨大なもの、中には有害なものもあります。そういう中で、情報リテラシーや情報モラルについての指導が今後ますます必要性が高まっていると考えているということで、現在は「ネットトラブル防止教室」等をはじめ、児童生徒はもちろんのこと、保護者も一緒に情報を読み解き適切に活用できる力の育成に努めていきたいということでもあります。次に、特別な支援が必要な子どもたちへのサポートについての質問があり、ICT環境整備の目的の一つが教育の個別最適化であるということで、タブレット型端末をはじめとするICT機器の活用によってさまざまな困り感を解消し、全ての子どもたちがストレスを感じることのない、笑顔で学びに向かえる環境を目標に取り組んでいきたいと答弁しました。次に、一人も取り残さない教育の実現に向けたICTの役割についての疑問があり、学校のICT環境整備とICTの活用、これらを両輪として今後進めていきますということでもあります。以上が教育委員会関係の質問でありました。

(2) 本年度の学力診断テストの実施について

《全国学力・学習状況調査》小学6年生、中学3年生 4/16(木)実施予定【中止】

ア 全国学力・学習状況調査は、2007年(平成19年)から日本全国の小中学校の最高学年(小学6年生、中学3年生)全員を対象として行われている。(悉皆方式という全員調査)

実施時期は、平成31年度以降は、毎年火曜日から木曜日までのうち4月18日に最も近い日」としている。(従来は4/20に最も近い火曜日)

イ 算数・数学、国語、理科(2012年、平成22年から3年に1回)、英語(2018年、平成30年からオンライン上で実施)の4教科で行う。

ウ 平成31年度以降は、従来の「主として『知識』に関する問題」と、「主として『活用』に関する問題」に区分する整理を見直し、一体的に調査問題を構成することとした。」

また、学力を問う問題だけではなく、児童生徒の学習・生活環境のアンケート調査も行う。(児童生徒に対する調査、学校に対する調査)

エ 悉皆、かつ毎年実施する必要性

すべての教育委員会、学校、個々の児童生徒に対する教育施策、教育指導の改善・充実を図るためには、全国的な学力調査を悉皆、かつ毎年度実施する必要がある。

オ 意義は

- 児童生徒の学力実態が客観的に把握できる。
- 児童生徒の学力と学習・生活環境の関連が分析できる。
- 成績上位の自治体や学校の教育方法等を他の自治体や学校が参考にできる。
- 指導者や児童生徒にとっても、指導方法や学習内容の振り返りができる。
- 調査結果の公表 → 保護者や地域社会に対して説明責任を果たすことが重要である。しかし、序列化、過度な競争が生じないようにするとともに、教育上の効果や影響等、十分配慮を要する。

本市立学校では、全国平均を「上回っている」「同じ」「下回っている」という基準で実施後速やかに、便り等で公表している。

《京都府学力診断テスト》

小学4年生、中学1年生 4/10～15実施予定 【中止】

中学2年生 10月実施予定 【中止】

○ 平成3年から小学校基礎学力診断テスト、平成15年から中学校学力診断テストを実施し、児童生徒の実態を的確に把握するとともに、その結果を指導の改善に生かす取組を続けてきた。

○ 教科は、国語科、算数科、数学科、外国語科の英語を対象にし、児童生徒への質問紙調査を小学4年生、中学1年生、2年生で実施している。

また問題用紙や終了後の解答用紙は、指定運送業者が配送・回収する。

尚、結果は各教育委員会、各学校へ届き、児童生徒の個票をもとに、個別の懇談を実施しており、内容は公表していない。

2点目には、今年度学力診断テストは、府や全国のテストが、例年なら既に行われて、結果が学校現場に届いている時期ですが、どちらもコロナの影響により全て中止となりました。

その結果をお伝えできてませんでしたので、学力診断テストの状況についてここで改めて御報告をさせていただきます。

全国学力学習状況調査は、小6、中3生が、4月16日に実施をする予定になっておりましたが、中止になりました。小6、中3を対象に行ったこの全国学力学習状況調査という名称ですが、学力診断テストということで、教科の国語、数学、理科、理科が3年に1回行われますが、これの狙いは、例えば教育委員会や行政が、教育施策についてどのように進めていったらいいかということ、この学力診断テスト結果を基に考えていくことになり、これが全国の学力学習状況調査です、この中身については、例年のとおり新聞報道等で都道府県別に公表をされます。各個人にはそれぞれ平均正答率を示すわけですが、保護者にも連絡を行います。ただ、福知山市教育委員会については、学校間の公表はしておりません。また、学校から保護者に、自分の学校については全国の平均正答率よりも良かったか悪かったのか平均並みなのか、この三つの表現で、学校だよりや臨時だよりの中で公表をしております。これが全国の学力学習状況調査であります。

それから、府の学力診断テストですが、平成3年から小学校基礎学力診断テストについては、名称が基礎学力となっていますが、途中から基礎という言葉は除外されました。それと合わせて、対象学年に新たに中学2年生が含まれました。小学6年生が中学1年生で全国学力学習状況調査該当学年になりましたので、小学校は4年生のみになったり、新たに英語が加わったり、それから全国と同じように児童生徒の質問紙から入ったり、年々このように変化があります。

このテストの狙いは、先ほどの学力学習状況調査全国版の狙いとは若干違って、府の診断テストの狙いは指導と評価の一体化ということです。子どもたちの国語の結果を出せば、その結果が担任なり学校の指導の結果であるということから、悪ければ指導を振り返る、そういうための一つの資料にします。これが府の学力診断テストの狙うところです。ここが、若干違います。これは公表しておりません。ただ、ホームページを開くと、京都府の平均正答率、それから地域別、京都府内に五つに分けられていますが、学校別や市町村別など、当然個人の公表はしていないのが現状であります。

(3) セルフスタディ「GIGA研究会」発足 セルフスタディ G 創刊号 8/27より

8月26日、福知山市内の各小中学校から「志」を持った先生方16名が集い、セルフスタディ(自主研究)グループ GIGA研究会の活動が始まりました。

初めての集まりだったので、参加された皆さんは少し緊張気味でしたが、自己紹介や研究会で学びたいことなどを発表する中で次第に打ち解けていきました。

これからは研究計画に沿って活動を進めます。またこの研究会の成果は、各校にも情報提供していきたいと考えています。

○ 研究テーマ

「児童生徒一人一台 PC 時代を見据え、ICT 利用を教育現場で推進するために」

○ 計画

- ・ 9月「ロイロノートを使って」「ライブ中継(オンライン授業)」「有効なアプリ機器の照会」
- ・ 12月「苦手な方へのレクチャー方法の研究」
- ・ 1月「各種メンテナンスにかかわる研究」「有効な活用方法に関する研究」「一人一台端末時代に向けた研究」

3点目ですが、セルフスタディ「GIGA 研究会」発足で、創刊号8月27日という記事が出ておりました。

今、GIGA 構想ということで、市立学校の環境整備や機器の調達、教職員研修の最中ですが、それらを前にして、そこに、8月26日、福知山市内の各小中学校から志を持った先生方16名が集い、セルフスタディ、自主研究グループ GIGA 研究会の活動が始まり、研究テーマを「児童生徒一人一台パソコン時代を見据え、ICT利用を教育現場で推進するために」というテーマで、9月、12月、1月、それぞれの研修内容がこのようになっております。市立学校の中で志を持ち、今後リーダーシップを発揮してほしい人材活用や人材育成も含めて、こういう研究組織を立ち上げ、研究が始まったということであります。今後の大きな課題、テーマでありますので、期待をしているところです。以上報告を終わります。

端野教育長 御質問、御意見はありませんか。

全委員 特になし。

端野教育長 それでは、次に議題に入ります。

4 議事

(1) 議第10号(福知山市指定文化財の指定について)

端野教育長 「議第10号福知山市指定文化財の指定について」説明をお願いします

西村文化・スポーツ振興課担当課長 ～資料に基づき説明～

失礼します。④番、議題その1、議第10号 福知山市指定文化財の指定につきまして説明をさせていただきます。1ページが本日の議案でございます。2ページが、「議第10号 福知山市指定文化財の指定について、次のとおり指定する。令和2年9月23日提出 福知山市教育委員会教育長端野学」です。その次、3ページへいらっしゃっていただきまして、3ページは、文化財保護審議会委員長から教育委員会の教育長に宛ての建議書という形になっております。

8月28日に文化財保護審議会委員会を開催いたしまして、今回の建議を提出するという形になっております。決議第1号、福知山市指定文化財、彫刻1点、名称は木造不動明王及二童子立像です。4ページが、文化財保護審議会での指定建議で、建議の議決をしていただいたものになります。5ページを見ていただきますと、こちらが福知山市の文化財指定申請書になっておりまして、所有者の方から教育委員会の方に申請を出していただき、今回、文化財保護審議会委員会を経て建議をさせていただきます流れになっておりまして、順番としましては、5ページの申請が出てきて、その次4ページ、3ページにさかのぼります。

資料の詳細につきましては4ページの指定建議の決議に書いております。

種別は彫刻、名称は木造不動明王及二童子立像、所在地は福知山市字観音寺1067、所有者は観音寺代表役員です。員数としては3軀になります。詳細ですけれども、6ページに木造不動明王及二童子立像の正面からの写真を1枚添付しております。こちらが今回の指定になっております。カラー写真、大きなものを準備しておりますので、こちらを見ていただけたらと思います。少し詳しい説明をさせていただきますと、7ページ、8ページにそれぞれ詳細の説明を付けております。名称が木造不動明王及二童子立像、3軀という形で、それぞれ3体の立像がございます。中央の一番背が高い一尺五寸の像高を測りますものが不動明王立像です。向かってこの写真でいきますと右側が矜羯羅童子（こんがらどうじ）立像、像高が23.5センチで、向かって左側の少し背が高い制吒迦童子（せいたかどうじ）立像と、25.4センチの形で像高を測っております。

それぞれの仏像ですけれども、品質構造については、不動明王立像がカヤ材の一木造、ほかの二童子がヒノキ材の一木造になっておりまして、時代としては、不動明王立像が平安時代、9世紀、矜羯羅童子が鎌倉時代、制吒迦童子が平安時代、年代特定になっております。

本文のところで、この三尊像については、観音寺の塔頭でありました大聖院の本尊として伝わったものです。それぞれ制作年代は異なっておりまして、当初から不動明王を三尊立像と、三体一緒に作られたわけではないですけれども、矜羯羅童子が作製をされた鎌倉時代以降、台座がございます。台座の裏面に墨書がございます。その墨書では、宝暦7年、江戸時代の1757年に修理をされたことが確認をされまして、鎌倉時代以降江戸時代までの間に三尊としてセットになった、組み合わされたことが分かります。

8ページ、この中尊、真ん中にあります不動明王立像のプロポーションですけれども、腰を右にひねって、左足を斜め前に出して、両第一指先を反らせて立つような表現がされております。こういった表現、あと、頭部、頭が大きくて上半身が詰まる短軀のプロポーションになっておりまして、こういった造形から、およそ制作年代は9世紀と考えられます。この時期の不動明王については、座像、座った像が多いですけれども、立像、立った像は非常に少ないということで、この不動明王は立像の古い例、古例であることが分かります。

不動明王の両脇の二童子立像も、併せて保存状態が非常に良好であることから、不動明王立像の早期の作例として学術的に非常に価値が高いことで、文化財の保護委員、お世話になっております同志社大学の井上先生のこちらの報告にあるように、今回福知山市の指定にするには十分の価値があることを説明していただきましたので、今回指定にすることで、議案として提出をさせていただきました。御審議のほどよろしくお願ひします。

端野教育長

御質問、御意見はありませんか。

和田委員

本市の文化財の保護審議会の先生方が御審議いただいて、建議いただいておりますので、間違いはないと思います。説明資料の中に、何々世紀の作品であろうとか、制作と考えられるとか、「考えられる」が非常に多く使われています。これが本市の文化財の指定の根拠というものは何でしょうか。

例えば有名な仏師が刻んだもので、鎌倉とか平安というようなことであれば、はい分かりましたということになります。審議委員の先生方が建議されていますので間違いはないと思いますが、一体何がその指定をする一番の根拠なのかを教えてください。

西村文化・スポーツ振興課担当課長

本件につきましては特に一木造ですので、特に胎内の墨書ですとか当時の作者、あと、その像容、構造面や作風等の件で井上先生と御検討をいただいております。

井上先生は、国の重要文化財の指定等にも関わっておられます。彫刻の面では非常に大家の先生ですので間違いはないと考えております。一つは構造面で、不動明王の一木から彫り出したつくりですとか、髪型ですとか、辮髪（べんぱつ）というような像容を見ていきますと、9世紀を中心とした一木造像になります。

作風についても極めて9世紀の、ほかの事例と比較をされた上でのごことで、9世紀像と通じる場所があり、着衣の彫り込みの彫り方等も、9世紀の彫刻に非常に近いので、類例としては、先ほども言いましたけれども、座像はありますが、立像はあまりないことで、先生に調べていただいて、ほかの事例も参考に、例えば京都の仁和寺ですとか、岐阜の浄楽寺の座像等とも比較をしていただく中で、仁和寺の像が仁和4年、888年頃の制作がある程度分かっております、そこと比較をした上でも、9世紀の後半に考えることが妥当であると御判断をいただいております。

和田委員

数カ月前に、本市の指定の文化財が府に登録替えになったという記事を、新聞で読んだように思います。本市の文化財に登録する場合は建議があって、教育長宛てにその建議書が上がってきて審議します。市が指定しております文化財が府へ登録替えになるということについては、どのような手続きで、そのような形になるのでしょうか。

松本文化・スポーツ振興課長補佐

京都府から調査がありまして、この文化財を府に登録したいと意向を受け、所有者の同意が取れましたら、府の文化財保護審議会で、承認されるような流れになっています。

和田委員

市の文化財審議員や教育長の協議はないのですか。

松本文化・スポーツ振興課長補佐

基本的に、府の条例に基づいて府が独自でされていますので、所有者の同意が得られれば、府の審議会にかけて、登録や指定という動きになります。

端野教育長

他に御質問はありませんか。

全委員

特になし。

端野教育長

議第10号 福知山市指定文化財の指定について承認ということによろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

端野教育長 それでは、異議がないので可決承認いたします。

端野教育長： 次に報告・説明事項の教育長決裁による後援承認事項について説明をお願いします。

5 教育委員会 報告・説明事項

(1) 教育長決裁による後援承認事項について

小笠原教育総務課企画管理係長 ～資料に基づき説明～

No. 1 2 北部ブロックスポーツ少年団軟式野球交流大会

端野教育長 後援承認について御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員 特になし。

端野教育長 承認いただいているということで、事後承認とさせていただきます。それでは、次の報告事項をお願いします。

(2) 福知山市立学校および幼稚園におけるハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する訓令について

崎山次長兼学校教育課長 ～資料に基づき説明～

福知山市教育委員会訓令甲第1号について、「福知山市立学校および幼稚園におけるハラスメントの防止等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。」ことで、今回御報告をさせていただきます。

これにつきましては、国において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律が昨年5月に成立をして、6月に公布をされております。パワー・ハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、それからセクシュアル・ハラスメント等の防止対策の強化等の措置を講ずることが言われております。この法律が今年の6月1日付で施行をされております。それに対応しまして、京都府でも京都府立学校のハラスメントの防止等に関する要綱の改正が9月1日付でされております。福知山市におきましても同様に9月1日付でこのハラスメント防止等に関する規定の一部について改正をしています。

主な改正点につきましては非常にたくさん資料が付いております。改正の分は25ページ以降が新旧対照表になります。今回のパワー・ハラスメントに関して、主な改正点としては、どの部分がということではありませんが、パワー・ハラスメントに係る定義を明確化する。職務に関する優越的な関係を背景として行われるもの、それから、業務や指導上必要かつ相当な範囲を超える言動であること、それから、職員や児童生徒に対し精神的苦痛もしくは身体的な苦痛を与え、人格もしくは尊厳を害し、または勤務・学習環境を害することになるもの、これがパワー・ハラスメントであるという定義を明確にしたということです。どの部分がというのは、全体にわたり書いてありますので、改正点の要点としては国なり府から示されている今回の改正点が全体になります。

それから2番目が、その他ハラスメントに関する規程の追加で、5点ほどあります。ハラスメントをしてはならない旨の明文化、それから教育実習生等職員以外に対する言動もハラスメントの対象になるということ、それから3点目に、性的指向や性自認に関する望まぬ暴露の防止、それから不妊治療をしていること等に関する嫌がらせの防止、ハラスメント防止等の規程の職員への周知徹底をすることで、校長先生の責務について、今回規程の追加がされております。こういった国、府の改正に合わせて、本市の規程についても整理をしております。それから、文言等の整理も今回これに合わせてしております。新旧対照表を少し見てください。

25ページの第2条でございます。右が旧で、左が新になります。文言の整理をしまして、セクシュアル・ハラスメントとは、先ほど言いました、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務や指導上必要かつ範囲を超える言動、それから職員や児童生徒に対して精神的苦痛もしくは身体的な苦痛を与え、人格もしくは尊厳を害し、または勤務・学習環境を害することになること、この第2条において、用語の規定されております。重複して表現をされているような、文言が重複しておるようなところがありますが、今回京都府の要綱に合わせて文言の整理を全体にしたところがございます。大きく変わったところとしては、2条の関係が整理をされております。

それから、31ページから32ページで、32ページの一番上のところです。職員間のセクシュアル・ハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること、児童生徒や教育実習生など、その職務に従事する際に接することとなる職員以外の者との関係にも注意することで、先ほど言いました教員とか生徒以外の者に対する規程も明確化をしています。

それから、40ページのところの別表の4の一番最後になりますが、当事者間の認識の相違を解消するためのコミュニケーションということで、パワー・ハラスメントは相手に自覚のないことも多く、よかれと思っただけの行動でもあるということで、コミュニケーションが大事だということも改めてこういうことで付け加えをされております。

一番最後になりますが、別表の6、パワー・ハラスメントになり得る言動の具体例ということで、暴力・傷害、暴言・名誉棄損・侮辱というようなことで具体例を示して、こういうことがパワー・ハラスメントになるということを明確にして、防止に努めるというようなことです。法改正ということで、ここに府と連動しまして一連の作業として今回要綱の改正を行ったものがございます。

端野教育長

このことについて御質問はありませんか。

織田委員

特に何とかハラスメントという事案については、われわれは民間事業者の中でも当然のごとく叫ばれている、注意喚起しなければならない内容とはなってきたておりますけれども、まず教職員の方々にこの内容について周知徹底はされておられるのでしょうか。

崎山次長兼学校教育課長

各学校へはこの文書を9月1日付で出しております。京都府からも8月付で「コンプライアンスハンドブック」ということで、これにもハラスメントのことですとか、コンプライアンスの中でセクシュアル・ハラス

メントの禁止、パワー・ハラスメントの禁止というようなことで、教職員向けにこういう冊子を配っております。学校へ配布をして、各学校で周知徹底をしていただいています。

織田委員

保護者の立場ということで考えるときに、当然この内容は先生方に周知徹底されているのは当然だろうとは今思いながら質問はさせていただきました。これを保護者の方々にも周知徹底しておく必要があるのではないか、例えば、私ども民間事業所は、当然ホームページ等でいろんな内容を発信します。最近で言われる CSR 活動という中で、企業側としてもその一翼を担うために、ホームページ上等で自社で考えている内容を方針として説明、記載をするようなことを取り組んではもらえないかと、それを公表することによって、この会社、この事業所はこういう取組をしているんだなということが理解をされますので、市としても、何らかの広報手段、ホームページ上等でこういうことを公開することによって、保護者の方々にも理解を求められるような取組をされてはどうか。

崎山次長兼学校教育課長

保護者の方にも知っていただいて、これだけではありませんけれども、子どもさんの様子ですとか、学校の様子ですとか、保護者の方の御意見は常に、謙虚に受け止めていく必要があると思っておりますので、各学校で注意をして対応はしていただいていると思います。市全体の方針として、確かに十分意を尽くしているとか、できていない部分もあるかもしれませんので、検討させていただいて、良い方法があればと考えています。

和田委員

26 ページの新旧対照表のことでお聞きしたいんですが、新はパワー・ハラスメント関係というこの5行でまとめられておりますし、旧はパワー・ハラスメント、(4) と、それから、もう少し具体的に(5)もハラスメントの内容について触れてあると思うんですが、抽象的に書くことでその範囲が広がられているんだろうとは思いますが、ハラスメントを受けた者がどう感じるかというのが非常に大きなウエイトを占めておる中で、それが本当にそうなのか否かという判断を第三者がする場合の一定の基準となるものが、旧はあったけれども、新ではないような感じがしますが、これはどうですか。

崎山次長兼学校教育課長

より具体的な事例は、どう整理するかということですが、各項目に散らばって具体的に書かれている部分があります。

例えば、第2条の(2)のイ、「セクシュアル・ハラスメントに起因する」ところは、ア、イということで、新にイが足されたような形になっていますが、これは旧の(5)の部分のところからこちらへ回したような形になっておまして、それぞれ細かいところ、新への確に盛り込むように、ちょっとずつ増えています。

非常に相関図が難しいですが、例えば34ページなんか量的にすごく増えていますので、このように校長が認識すべき事項とか、業務体制の整備などで、職場で校長の責任ということを確認にうたわれております。こういったことで、決してあいまいにしておるとかということではなく、

より具体的になったり責任を明確化されておるということで、やはりハラスメントの問題というのが社会問題になっていますので、そういった対応もされていると感じております。

端野教育長

他に御質問はありますか。

加藤委員

今の意見と同じようなことなんですが、私もこれを読ませていただいたときに、やっぱりわざわざ別表で具体例が示されるということは、やはりどのような言動が該当していくのかということが、案外、認識の相違というのはいろんな世代交代の中でも関係あると思うんですけども、非常に重要な改正点であったりするなと思うんです。だから、この定義の改正だったりハラスメントの追加であったりという辺りが、いかに各校で、具体的に各職員まで浸透していくようなことをやっぱり徹底してほしいなというのは私たちの立場なんですけれども、ぜひその辺りを各校へ、校内でもしていただいているとは思いますが、さらに教育委員会として周知徹底を浸透させていただきますようお願いしたいなと思いながら聞かせていただいております。

崎山次長兼学校教育課長

機会を見つけてお願いをしていきたい、周知を図っていききたいと思しますので、よろしく願いいたします。

端野教育長

他に御質問はありますか。

塩見委員

先ほど来の御意見に付け加えまして、この改正訓令、よく分かりました。ありがとうございました。
中身は、「改善に努めなければならない」という文言が、「必要な措置を講じなければならない」という文言に変わったりしているところもあります。
所属長が措置を講じる、例えばそういうことになりますと、どのように講じているのか、それが実際具体的には効力を発揮しているのかという、教育委員会としての進行管理はどのようにお考えでしょうか。

崎山次長兼学校教育課長

今、現時点で事例が具体的には掌握していないので、今のところ深刻な事例はないと考えていますが、こういったことが生じた場合は、こちらでも一緒に会議等や報告を受けて、どういうふうに改善するか、どういう事情があるのか的確に把握をして指導していく必要はあると思います。具体的に委員会を立ち上げてということではないけれども、それについては随時学校訪問や指導主事の訪問において、いろんな形で情報収集を行い、そういう事例があれば対応していきたいなと思っております。

塩見委員

できましたら、過去に神戸市にありましたね。ふたを開けてみればものすごく深いうみがたまっているとか、実際には事実報道だけでは分かりませんが、事が起きてから対処するのではなくて、危機の未然防止というか、予知能力というのをこちら側がしっかりと持っていかなければならないんじゃないかなと思いますので、今次長さんがおっしゃってくださったように、学校訪問とか、いろいろな場面を活用して掌握

をしていただけたらうれしいと思いますので、よろしくお願ひします。

端野教育長 他に御質問はありますか。

全委員 特になし。

6 閉会

端野教育長が閉会を宣言。